

三厩漁業協同組合内共第17号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三厩漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者の有する当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具・漁法でなければならない。

魚 種	漁具・漁法
あ ゆ	手釣、竿釣 (まき餌釣りを除く)
や ま め	同 上
い わ な	同 上

2 増川川河口から上流1,000メートルまでの区域にあっては、4月1日から5月10日までの間は、水産動植物を採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日まで
や ま め	4月1日から9月30日まで
い わ な	同 上

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)
や ま め	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)
い わ な	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

三厩漁業協同組合事務所（外ヶ浜町字三厩本町9番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証の種類	水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣、竿釣	15,000円

	ます、ひめます（鳶沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます（鳶沼のみ）、うぐ い、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会事務所

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

増川川内共第17号漁場区域の全区域

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規定の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11号 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。